

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

# 相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われている方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

**2016.1.15 vol.80**

①年頭所感「税制大綱で見送られた事項」

②年頭所感

「相続手続きお悩み解決センターの今年のテーマ」

③2016年相続に関わる課題点！

④今年も確定申告の時期が近づいてきました！

～平成27年分確定申告の提出・納税期限と主な変更点～

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所  
福井県福井市江守中2丁目1312番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : [soden@uesaka.ne.jp](mailto:soden@uesaka.ne.jp)



# 年頭所感「税制改正大綱で見送られた事項」

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。  
昨年末の紅白歌合戦。総合司会が黒柳徹子さん。皆さん、黒柳徹子さんはいくつでしょう？なんと 82 歳です。あの長丁場をこなすとは…。ちなみに、あの若さとエネルギーの秘訣は、“好奇心”だそうです。前に読んだ黒柳さんの本に書いてありました。  
皆さん、究極の相続税対策は何かご存知ですか？相続税なんて知らなくてもできる究極の相続税対策。それは、相続を発生させないことです。つまり、長生きすること。そんなことを紅白歌合戦を見ながら考えていました！！

さて、前年に大幅に改正された相続税。やはり、相続税対策の基本は、贈与対策です。私達は、相続税が増税される何年も前から、相続対策の基本は、贈与ですと話をしています。

しかし、それを実行するためには、

- ・ 毎年、贈与資金を用意し
- ・ 贈与契約書を取り交わし
- ・ 金銭授受

これを毎年継続していくこととなります。でも、実務を見ていると、なかなか継続できないことも多いようです。つまり、面倒なのですね。

そこで、この面倒なことをせずに、毎年、贈与ができる仕組みができ始めています。特に保険会社は、いろいろな仕組みを取り入れた商品を用意し始めているようです。この内容は、また、情報開示していきます。

それと、2015 年の 12 月 15 日に 2016 年の税制改正大綱が発表されました。今回は、この税制改正大綱で見送られた改正で、大きなインパクトのあるものを書いていきます。それは、

- ① 遺言控除
- ② 上場株式等の評価の見直し

の 2 点です。これは見送られることになりました。ということは、来年以降の税制に加わってくる可能性があるということです。

まず①の遺言控除は、

「遺産分割を巡る紛争を抑止するために遺言の作成を促進するための税制上の所要の措置」

つまり、遺言書があれば相続税を安くするという減税案。

②の上場株式等の評価の見直しは、

「投資家の資産選択をゆがめることのないよう、上場株式等の相続税評価の見直し」つまり、上場株の相続税評価額を土地同様に実勢価格よりも安くする減税案。

とてもいい話だな～と思っていたら、今回の税制改正には入っていませんでした。特に①は、争続にならないためには、とてもいいな～と思っていただけに、見送られたのはとても残念です。

今年も1年間、皆さまが、皆さまの資産を守れるように、役に立つ情報を開示していきたいと思っています。どうか今年もよろしくお願いいたします。



## 2 年頭所感

### 「相続手続きお悩み解決センターの今年のテーマ」

Writer 相続診断士 CFP 蒲 幸恵

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今年の干支の「申」は「去る」を意味することもあり、悪いことが去る、病気が去るなど、幸せを運ぶとも言われています。皆様に幸せが運ばれ良い年になることを祈願いたします。

さて、2009年から発行しております『相伝』は7年目を迎えます。相続の税務的な面を押さえた相続専門レポートとして引き続き発行させていただきます。相伝は毎月発行でしたが、発行回数を年間6回に変更させていただきます。そして、新しくビジネスライター**相続あるある倶楽部（かわら版）**を年4回発行させていただきます。この相続あるある倶楽部（かわら版）は、身近な相続を自分のことと感じていただけるように内容構成を企画しています。また皆様のご家族や私たちとのコミュニケーションツールにも活用できるものを目指します。初回発行は2月中旬を予定しております。お楽しみにお待ちしております。相伝共々ご愛読いただけますと幸いです。

#### 相続手続きお悩み解決センターのテーマ① 遺言

2013年より始めました土日の相続無料相談会は、相続・贈与の税制改正もあり相談件数も増えてまいりました。年代は50代～70代の方がほとんどで、親子やご夫婦でのご参加も増えております。具体的な相談内容では、生前贈与、教育資金贈与、不動産の売買税務、保険関係、遺言のご相談が多いです。特に私たちは『遺言』をお客様に広めたく、今年度も遺言書作成セミナーを実施し、多くの方に遺言の重要性を伝える1年にしたいと考えます。

日程も決定し少人数で開催予定です。簡易遺言書を作成の際、相続アドバイザーが丁寧に教えるスタイルの勉強会です。

ぜひ今年も遺言を書いてみたいと思われる方、ちょっと遺言に興味があるという方はご参加ください。今年私たちは、遺言をひとつのテーマに、遺言書作成セミナーを通して皆様に多くの情報等をお伝えできるようにがんばります。

### 相続手続きお悩み解決センターのテーマ② 自社株対策

近年、相続とともに増えてまいりましたのが、中小企業経営者の自社株対策。自社の株価が高くなってしまい、結果、相続税課税財産が増えてしまうというお悩み。自社株を下げる方法や贈与する方法、持ち株会社を設立する方法を具体的に知りたいと言われます。そして経営者からは法人の話だけではなく個人の相続も含めた総合的なアドバイスを求められています。

私たちの知識や現場経験、そして提携の専門家のお力を借り、お客様の会社に合ったご提案をさせていただきます。今年度は自社株対策もひとつのテーマにし、中小企業経営者の皆様のお役に立てるサービスをつくりたいと考えています。

そして、私たちは『お客様の想いをカタチに！企業と家族の更なる繁栄』をミッションにお客様に対して更なるサービス向上を目指し、精一杯努力いたしますので2016年も上坂会計グループ、相続手続きお悩み解決センターをどうぞよろしくお願いいたします。

#### <遺言書作成セミナー開催日程>

3月30日(水) / 6月29日(水)

9月28日(水) / 11月29日(火)

時間はいずれも 13:30~16:00

場所：上坂会計グループ福井事務所（福井市江守中 2-1312）

参加費は**無料！** 6名様限定



## 3 2016年相続に関わる課題点！

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

昨年は改正元年ということで、相続無料相談には多くの相談者様ご来社いただき、ありがとうございました。今年も更に増えるであろうご相談にしっかり対応させていただき、お客様のお悩み解決に向けて相続アドバイザー一同、日々奮闘していきたいと思っております。新年明けて2016年。今年には相続税に関する大きな変化はありませんが、相続に影響するであろうマンナंबरに関することと、不動産売買に関することを挙げてみました。

## ■マイナンバーが今年から始動します！

マイナンバーは今後徐々にあらゆるところで適用されていく見込みで、今年から適用されるのが、税と社会保障、災害の3分野です。税については給料収入の源泉徴収票と、平成28年度の確定申告書に番号を記載するようになります。

社会保障は医療、介護、生活保護などの申請について番号が使われます。災害においては大規模な災害があった場合の被災者名簿や支援金給付について番号が使われる予定です。

さてこのマイナンバー、相続にはどう影響してくるのか？

マイナンバーが実施されてくると、個人収入や財産がどれだけあるか、これまでより早くわかりやすくなります。給料と不動産収入は確定申告である程度把握されますが、例えば特定口座での上場株式の取引や配当等、確定申告をしないケースもあり、確定申告書に記載しない収入も、マイナンバーが浸透してくると把握されやすくなります。収入がわかるとおおむね所有している財産内容がわかり、相続税申告が必要かどうかの判断がつきやすくなるのです。

それと気をつけておきたいのが、名義預金の問題です。

名義預金とは家族名義の預金口座を作成し、印鑑の所持や実質の管理は口座の作成者が行っている預金です。相続税の税務調査では財産漏れとしてほぼ100%狙われる財産です。

預金にマイナンバーが適用されると、誰が口座を作成したのか、誰から預金が振り込まれたのか、誰が口座を管理しているのか、その動きの把握がとて見やすくなります。つまりは預金を上手く隠したとしても見つけやすくなるということです。番号により、収入と預金残高のバランスを測ることができ、収入に比べて預金が少ないと判断されれば調査対象になってしまいます。

マイナンバーが、今後どこまで細かく浸透していくかはまだわかりませんが、徐々に統一的に収入や財産を管理していくようになっていきます。それを踏まえて、財産管理や相続対策を検討していく必要があります。



## ■空き家売りたい、土地売りたい！

無料相談会の中で、近年増えてきたのは空き家、空き地の問題です。

家を相続しても住む見込みがない。相続した土地を売りたいという相談です。

空き家にかかわる問題は深刻で、築年数30年を超えた中古住宅は状態にもよりますが、ほぼ需要が少ない状況で、解体するにしても費用がかかり、解体したとしても敷地の固定資産税が上がるという負担増の問題があります。

平成27年5月26日から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家のままで放置し、管理を全くしない「特定空き家」に指定されると固定資産税の軽減措置を受けることができなくなりました。ただ「特定空き家」に指定されるには様々な条件があるので、空き家になったからといって、すぐに土地の固定資産税が上がるということではありません。

しかし、空き家という状態は近隣周辺の環境的な問題もあり、早めに対策を打つ必要があります。対策としては、売買できるまで定期的に管理しておくことや、売却や賃貸が

できないか、専門家に聞いてみる必要があります。立地が好条件なら家屋を解体して更地で売るという可能性も出てきます。

空き地が売れるか売れないかは、立地条件と土地の形状、地積が大きく関係してきます。市街化地域や土地区画整理など開発地域では、土地売買がさかんに行われ、住宅地としての需要があります。また間口の広さ、公的道路に接しているかどうか、土地の分譲ができるかどうかなど、土地の形状や地積により売買価値が変わってきます。広域的な売買価値はなくても、近隣地域での需要がある可能性もあります。福井県内の空き家、空き地など不動産需要は年々下がる傾向にあります。その中で、売買の可能性があるかどうかは「どの場所にあるか」という立地条件が大きく影響します。ただ、たとえ立地条件が良くなくても早めに不動産業等の専門家に相談し情報を開示すれば可能性は出てきます。

※ 空き家とその敷地を売却した場合、2016年で税制改正がありました。相続した空き家を相続人が耐震改修、除去し、譲渡するときには3千万円の特別控除が認められるようになりました。対象になるのは、1981年5月31日以前に建築された被相続人が相続直前まで住んでいた家屋とその敷地です。

近年は単身世帯が普通になり、同居世帯は極めて減少する傾向にあります。そんな中で、相続した家屋や土地は財産ではなく、相続のリスクとなりつつあります。もし空き家になるかもしれない、使っていない更地があるということであれば、生前に売却、整理しておくなど、専門家に相談して早めに対策を実施していくのが良いです。



## 4 今年も確定申告の時期が近づいてきました！

### ～平成27年分確定申告の提出・納税期限と主な変更点～

Writer 相続アドバイザー 辻 克昌

今年も確定申告の時期が近づいてきました。この時期は全国で2,000万人を超える方々が一斉に確定申告をされます。税務署にご相談される場合や提出の際には非常に込み合いますので、余裕をもって早めに動かれるのが良いと思います。

今年の申告受付期間及び納税の期限は、所得税及び復興特別所得税（以下所得税等）は平成28年2月16日（火）から3月15日（火）まで、贈与税は平成28年2月1日（月）から3月15日（火）までとなります。

平成27年分の所得税等の主な改正事項として2つご紹介します。

- ① 改正前の所得税の税率構造は課税所得1,800万円超について40%という税率が最高税率となっていました。平成27年分から課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられました。

② 「国外転出時課税制度」という制度が創設されました。これは平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることを言います。）をする方が 1 億円以上の対象資産（有価証券等）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税等が課せられるという制度です。

また、平成 27 年 7 月 1 日以後に 1 億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者から、国外に居住する親族等へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税等が課せられます。

次に贈与税についての主な改正事項ですが、暦年贈与について、平成 27 年 1 月 1 日以降に直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。）のその財産にかかる贈与税の額は、一般の税率ではなく、特例税率を適用して計算します。

※特例税率は一般税率と比べお得となっています。

そして、特例税率の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本など、その人の氏名、生年月日及び、その人が贈与者の直系卑属に該当することを証明する書類を提出する必要があります。

① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額 110 万円を差し引いた後の金額が 300 万円を超えるとき。

② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産価額の合計額から基礎控除額 110 万円を差し引いた後の金額が 300 万円を超えるとき。

（国税庁「平成 27 年分確定申告特集」参照）

上記のような変更点がありますので該当する方はご注意ください。（上記以外にも細かな変更点があります。）

また、特例を使った贈与、例えば相続時精算課税や住宅取得等資金の贈与非課税、配偶者居住用財産贈与などは特例を使ったことにより贈与税が発生しなくなりますが、それはあくまでもきちんとその特例を使って贈与したという申告が必要になります。贈与税がかからないからといって申告するのを忘れないように注意してください。

#### -----編集後記-----

年頭所感でもご案内のとおり、今年は相伝とは別に、かわら版として新しいかたちでも皆さまにお届けしていく予定です。かわら版はもっと身近で読みやすく楽しい誌面にしていきたいと思っておりますので、来月の到着をどうぞ楽しみにお待ちしております。そして、ぜひご家族で読んでいただけたら嬉しく思います。

今年も少しでも皆さまのお役に立つ情報をお届けできるよう継続していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

お客様の要望にお応えするために、  
私達、上坂会計グループは、  
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



**0120-939-243**



We have a dream.

上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年  
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし  
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所  
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ  
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)